

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

伊 勢 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 大湊・神社地区

(1) 現 状

海成沖積層の砂壤土からなる平坦地の農用地で、市の中央部に位置し、海岸に面した湿田が多く、農業生産は兼業農家による水稲単作が主体です。また、都市混住化が進んでいる地域であり、今後は、都市住民ニーズに合った施設園芸、露地野菜の栽培や市民農園の活用など農用地の高度利用を図る取組みを行うことが必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 浜郷・四郷地区

(1) 現 状

第4紀沖積層の砂壤土からなる平坦地の農用地で、市の東部に位置し、湿田が比較的多く、農業生産は兼業農家による水稲単作が主体です。また、都市混住化が進んでいる地域であり、今後は、都市住民ニーズに合った施設園芸、露地野菜の栽培など農用地の高度利用を図るとともに、農業用施設の整備を進めることが必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 北浜・豊浜地区

(1) 現 状

洪積多腐土からなる平坦地の農用地で、市の北部に位置し、ほ場整備がほぼ完了した本市農業の中心地です。共同利用施設の整備が進むなか、農作業受委託が年々拡大され水田農業の低コスト化が図られつつあり、施設園芸・露地野菜についても着実に産地が拡大し担い手育成が図られています。

今後とも、農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業などによる担い手農家への農地の集積、農作業の受委託の促進、高能率機械施設の共同利用、生産の集団化を通じ生産性向上を図り、農用地の高度利用を促進することが必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 城田地区

(1) 現 状

黒ぼく重粘土質からなる平坦地の農用地で、市の西部に位置し、ほ場整備がほぼ完了し施設野菜、露地野菜、畜産の生産が盛んです。一方、水稻は自己完結型の色彩が強いため、今後は、農作業受委託の推進、共同利用機械施設の整備を進め生産性の向上を図るとともに、農業用施設の老朽が進んでいるため、農用地の高度利用を促進することが必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 宮本・沼木地区

(1) 現 状

第3紀沖積層の砂壤土からなる平坦地及び第4紀段丘堆積層の砂壤土からなる山間地の農用地で、平坦部ではほ場整備が完了し、ライスセンターが設置されています。農業生産は兼業農家による水稻単作が主体であり、作業受委託組織は存在するものの、それらの利用調整機能を持つ組織が未整備であり、水田営農の高度利用が遅れています。丘陵地では蓮台寺柿の栽培が盛んです。

今後は、平坦部では共同利用施設の一層の整備を進め、土地利用調整組織を高めつつ、集落営農システムの推進を図り、生産性の高い水田農業の確立を図るとともに、丘陵部では、蓮台寺柿の特色ある生産地づくりを推進します。山間部ではグリーンツーリズムの推進による都市農村交流施設「郷の恵 風輪」の活用等による地域活性化を推進を図ることが必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 二見町地区

(1) 現 状

五十鈴川以東地域、二見町の東部にあたる地域の農用地で、しょうぶロマンの森を中心に、地域の活性化を図ります。

農業生産は兼業農家による水稲単作が主体であり、転作田においてはいちご作りが意欲的に取組まれています。また、圃場整備事業が完了していない地域もあり、農地一筆における面積が小さく作業効率の悪い状態となっています。また、排水整備事業も完了していないため、今後は、農地の保全及び有効利用を図るため、農業施設の整備が必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

7. 小俣町地区

(1) 現 状

市の中西部にあたる地域の農用地で、大半は既に基盤整備が完了しているものの10a区画と狭小で、農地所有者が各地区に入り乱れています。米単作地域である西新村地区を除き田畑輪換が可能であるため、小麦・大豆等の戦略作物の栽培や、ネギやイチゴ・トマト等の野菜、バラ等の園芸施設等が点在しています。

今後は、老朽化が著しい農業用施設の整備を進める一方で、農用地の高度利用を促進することが必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

8. 御園町地区

(1) 現 状

市の中央北西部にあたる地域の農用地で、砂地である特徴を活かし軟弱野菜やイチゴ、施設園芸等が盛んに行われています。

圃場整備は一部を除き完了しているものの、10a区画以下と狭小であるため、今後は農地の有効利用を促進するとともに、引き続き転作作物の栽培を推進することにより農用地の高度利用を図ることが必要です。

(2) 目 標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	大湊・神社地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	浜郷・四郷地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	北浜・豊浜地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	城田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	宮本・沼木地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑥	二見町地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑦	小俣町地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑧	御藺町地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。